

令和6年

第2回  
定例県議会議案

群馬県



## 令和6年第2回定例県議会議案目次

第108号議案	令和6年度群馬県一般会計補正予算（第1号）	5頁
第109号議案	大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例	8
第110号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	14
第111号議案	群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例	16
第112号議案	群馬県県税条例等の一部を改正する条例	17
第113号議案	群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	28
第114号議案	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
第115号議案	群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
第116号議案	群馬県大麻取締法関係手数料条例の一部を改正する条例	31
第117号議案	群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	33
第118号議案	群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	34
第119号議案	群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	35
第120号議案	公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	37
第121号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	38
第122号議案	和解について	39
承第2号	専決処分の承認について	40
報第2号	報告書	117



## 第108号議案

### 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度群馬県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781,718,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

（県債の補正）

第3条 県債の補正は、「第3表県債補正」による。

令和6年5月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		84,417,897	△ 53,828	84,364,069
	2 国庫補助金	30,116,323	△ 53,828	30,062,495
12 繰入金		74,787,343	277,797	75,065,140
	2 基金繰入金	71,332,049	277,797	71,609,846
15 県債		47,514,000	△ 105,000	47,409,000
	1 県債	47,514,000	△ 105,000	47,409,000
歳入合計		781,600,000	118,969	781,718,969

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 環境森林費		19,514,315	4,000	19,518,315
	4 自然環境費	3,066,119	4,000	3,070,119
9 農政費		22,051,488	10,000	22,061,488
	5 蚕糸特産費	1,555,858	10,000	1,565,858
10 産業経済費		9,793,916	△ 57,710	9,736,206
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	967,639	△ 57,710	909,929
12 警察費		46,334,274	53,679	46,387,953
	2 警察活動費	4,808,900	53,679	4,862,579
13 教育費		166,421,707	109,000	166,530,707
	1 教育総務費	26,737,409	109,000	26,846,409
歳出合計		781,600,000	118,969	781,718,969

第2表 債務負担行為補正  
廃止

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
TUMOセンター導入に係る工事請負契約	令和7年度	61,255

第3表 県債補正  
変更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
クリエイティブ推進費	105,000	

## 第百九号議案

### 大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、大沼<sup>おの</sup>キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県立赤城公園において、自然環境に配慮した利用の促進を図り、もって観光の推進と地域の振興に資するため、大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーション（以下「キャンプフィールド及びランドステーション」という。）を前橋市に設置する。

(業務)

第三条 キャンプフィールド及びランドステーションは、次に掲げる業務を行う。

- 一 キャンプフィールド及びランドステーションの施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の提供に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、キャンプフィールド及びランドステーションの設置の目的を達成するために必要な業務

(閉場日)

第四条 知事は、必要があると認めるときは、閉場日を定めることができる。

(利用の承認)

第五条 施設等のうち別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の利用を承認しないことができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

四 キャンプフィールド及びランドステーションの設置の目的に反するとき。

五 前各号に掲げるもののほか、キャンプフィールド及びランドステーションの管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、キャンプフィールド及びランドステーションの管理上必要があると認めるときは、第一項の承認（以下「利用の承認」という。）に条件を付することができる。

#### （目的外利用等の禁止）

第六条 利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、当該有料施設等を承認を得た目的以外の目的に利用し、又は他人に利用させてはならない。

#### （利用の承認の取消し等）

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は有料施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

二 第五条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第五条第三項に規定する条件に違反したとき。

四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

#### （原状回復義務）

第八条 利用者は、その利用を終了したとき（前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちに有料施設等を原状に回復して返還しなければならない。

#### （損害賠償）

第九条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

#### （使用料）

第十条 利用者は、別表に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。（使用料の減免）

第十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除

することができる。

(使用料の返還)

第十二条 納付した使用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により有料施設等を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第十三条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、キャンプフィールド及びランドステーションの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にキャンプフィールド及びランドステーションの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第四条に規定する閉場日を定めることに関する業務
- 二 利用の承認に関する業務

三 第七条に規定する利用の承認の取消し等に関する業務（第五条第二項第三号に該当するに至つたときに行うものを除く。）

四 施設等の維持管理に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、キャンプフィールド及びランドステーションの管理に関する業務のうち、知事が別に定める業務

3 指定管理者による管理の場合における第四条、第五条及び第七条の規定の適用については、第四条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第五条及び第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二号中「第五条第二項各号」とあるのは「第五条第二項各号（第三号を除く。）」とする。

(利用料金)

第十四条 知事は、指定管理者による管理の場合には、指定管理者にその管理する有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合においては、

利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十条から第十二条までの規定は、適用しない。

3 利用料金は、有料施設等の使用料の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

6 納付した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により有料施設等を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

#### (規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、キャンプフィールド及びランドステーションの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第十三条第一項の指定及びこれに必要な手続を行うことができる。

3 知事は、施行日前においても、利用の承認その他の準備行為を行うことができる。

4 附則第二項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、第十三条第二項に規定する業務の開始に必要な準備行為を行うことができる。

#### 別表（第五条、第十条関係）

一 大沼キャンプフィールドの使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

オートサイト	電源あり	一区画につき一泊ごとに	八、〇〇〇円
	電源なし	一区画につき一泊ごとに	七、〇〇〇円
ドッグサイト		一区画につき一泊ごとに	一一、〇〇〇円
フリーサイト		テント一張りにつき一泊ごとに	六、〇〇〇円
トレーラーハウス		一棟につき一泊ごとに	二四、〇〇〇円

二 赤城ランドステーションの使用料

第三スキー場	物品販売に 利用する場 合	一平方メートルにつき一 日ごとに	七四〇円
		展示会等に 利用する場 合	一〇円
会議室		一時間につき	六三〇円

注1 一日とは、午前零時から午後十二時までをいう。

2 利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合であっても、時間割による計算は、行わない。

三 駐車場の使用料

普通自動車、準中型自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車	単位	使用料
大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車	単位	使用料

普通自動車、準中型自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車

大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車

一台につき、一時間を超える超過時間一時間まで

一台につき供用時間ごと

一〇〇円（一回の利用につき供用時間ごとに五〇〇円を上限とする。）

二、〇〇〇円

注1 自動車の区分は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定するところによる。

2 供用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

四 附属設備及び備品の使用料

区分	使用料
附属設備及び備品	規則で定める額

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションを設置しようとするものである。

## 第百十号議案

### 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十五の項上欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同欄(一)中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同欄(二)及び(三)を次のように改める。

- (二) 法第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出
- (三) 法第七条第三項の規定による大麻草採取栽培者の免許証の再交付に関する申請及び交付

別表第二の十五の項上欄(四)中「第十条第四項及び第七項」を「第七条第四項及び第五項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改め、同欄(五)から(八)までを次のように改める。

- (五) 法第九条の規定による同条各号に掲げる事項の報告
- (六) 法第十一条ただし書の規定による大麻の持出しに関する申請及び交付
- (七) 法第十二条第一項及び第二項の規定による廃棄しようとする大麻の品名、数量等の届出
- (八) 法第十二条の二第一項の規定による大麻に関する事故の届出
- 別表第二の十五の項上欄に次のように加える。
  - (九) 法第十二条の四第一項の規定による大麻草採取栽培者の免許の取消しに関する届出
  - (十) 法第十二条の四第三項の規定による大麻草採取栽培者の死亡又は解散の届出
  - (十一) 法第十二条の五第二項の規定による大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所の届出

#### 附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令

和五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

**令和六年五月二十四日提出**

**群馬県知事 山本 一太**

〔注〕 大麻取締法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百十一号議案

### 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

群馬県職員退職手当に関する条例（昭和二十八年群馬県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 国立大学法人法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百十二号議案

### 群馬県県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県県税条例の一部改正)

第一条 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第一項中「その他規則で定める郵便局又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百十八条の二第二項の規定により収納の事務の委託を受けた者(以下「収納受託者」という。)」を「その他規則で定める者」に改め、「。第三項において同じ」を削り、同条第二項中「。以下次項に規定する会計管理者について同じ」を削り、同条第三項中「県指定代理金融機関、県収納代理金融機関、郵便局、市町村の会計管理者、収納受託者、行政県税事務所出納員又は群馬県自動車税事務所出納員」を「前二項に規定する者」に改める。

第三十二条の三第三項中「所得税法」の下に「(昭和四十年法律第三十三号)」を加える。

第三十五条第二項中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る。

第五十二条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

第六十九条の二の次に次の一条を加える。

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの章の規定の適用)

第六十九条の二の三 消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が同法第十五条の二第二項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条に

において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この章の規定を適用する。

第四百四十八条第一項第四号中「第六十四条第四項」を「第五百五十二条第五項」に改める。

附則第七条の四の二第一項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第七条の四の三第一項の表前条第一項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項までの」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項までの」に改め、同項の表附則第七条の四第一項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表前条第一項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改める。

附則第十四条の五の二の次に次の一条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第十四条の五の三 第五十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第六条に規定する金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）とする。

附則第十五条第二項中「前項の規定は」を「前二項の規定は」に、「前項の規定による」を「第一項又は前項の規定による」に、「附則第九条第十六項」を「附則第九条第十七項」に、「前項の規定により」を「第一項又は前項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五十条第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（これらの法人が租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日

までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、同法第四十二条の十二の五第五項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇業者給与等支給額から当該法人の同項第十一号に規定する比較雇業者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇業者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第六号に規定する控除対象雇業者給与等支給増加額に、法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から法第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

附則第二十二條の五第一項の表一船舶の使用者の項中「船舶の動力源」を「船舶（専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供するものを除く。）の動力源」に改める。

第二條 群馬県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十七條の三第一項中「寄附金等」を「寄附金」に改め、同項第十一号中「第七十八條第三項に規定する特定公益信託」を「第七十八條第二項第四号に規定する公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第五十條第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第十条の二に規定する金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第十条の三に規定するものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人によ

る完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次条において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第十条の四第一項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第十条の五に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとなる）と当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる）ときその他施行令第十条の四第二項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第五十条の二第四項中「（同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。）」を削る。

第六十九条第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第六十九条の二の二の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「の受託者」を「又は公益信託（法人税法第十二条第四項第二号に規定する公益信託をいう。）（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第四条の四の二を削る。

附則第十四条の五の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の五の四 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二

第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち施行規則で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第五十条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第五十条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第十四条の五の四に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

附則第十四条の六及び第十六条の四を削る。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例の一部改正）

第三条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例（昭和二十七年群馬県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「より、」の下に「普通徴収又は」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

2 道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

第二条の次に次の一条を加える。

(自動車税の種別割の納期)

第二条の二 前条に規定する自動車に対する自動車税の種別割の納期は、四月一日から同月三十日までとする。

2 賦課期日後に前条に規定する自動車に対する自動車税の種別割の納税義務が発生した者に係る当該自動車税の種別割の納期にあつては、納税義務が発生した日から翌月末日までとする。

第三条第一項中「前条に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の」を「第二条の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収される」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、群馬県県税条例第百五十三条の規定により提出すべき申告書又は報告書(次項において「申告書等」という。)に、証紙代金収納計器(同条例第四百七十七条の十二第一項に規定する証紙代金収納計器をいう。次項において同じ。)により当該自動車税の種別割の額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、又は当該自動車税の種別割の額に相当する現金を納付して納税済印の押印を受けることにより、証紙に代えることができる。

第三条第二項中「とき」の下に「、又は申告書等に証紙代金収納計器による当該自動車税の種別割の額に相当する金額の収納印の表示若しくは納税済印の押印を受けたとき」を加える。

(群馬県県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 群馬県県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年群馬県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律(令和六年法律第号)附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県県税条例第三十二条の三第三項及び第三十五条第二項の改正規

定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中群馬県県税条例附則第七条の四の二及び第七条の四の三の改正規定  
令和七年一月一日

三 第二条中群馬県県税条例第五十条第一項第一号ロ及び第五十条の二第四項の改正規定並びに同条例附則第十四条の五の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定  
令和八年四月一日

四 第二条（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条並びに附則第六条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

五 第二条中群馬県県税条例第三十七条の三第一項の改正規定及び次条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前条第五号に掲げる規定による改正後の群馬県県税条例第三十七条の三第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第十一号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の群馬県県税条例（次項並びに附則第五条及び第七条において「新条例」という。）附則第十四条の五の三及び第十五条第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。次条第二項及び附則第六条において「地方税法等改正法」という。）の公布の日（以下この項において「地方税法等改正法公布日」という。）を含む事業年度の前事

業年度の事業税について第一条の規定による改正前の群馬県税条例第五十条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、地方税法等改正法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、地方税法等改正法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第十四条の五の三の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から群馬県税条例等の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第 号）附則第三条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第四条 第二条の規定による改正後の群馬県税条例（次項において「八年新条例」という。）第五十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び附則第十四条の五の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 八年新条例第五十条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十四条の五の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等改正法第三条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下この項において「八年新地方税法」という。）第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において

「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に関する経過措置)

第五条 新条例第六十九条の二の三の規定は、施行日以後に国内において行われる電気通信利用役務の提供(新条例第六十九条の二の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の群馬県税条例第六十九条第一項及び第六十九条の二の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「四号施行日」という。)以後に効力が生ずる地方税法等改正法附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可(以下この条において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、四号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 新条例附則第二十二条の五第一項(同項の表一船舶の使用者の項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税に

ついて適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、  
なお従前の例による。

**令和六年五月二十四日提出**

**群馬県知事 山本 一太**

「注」 地方税法等の改正に伴う改正等を行うとするものである。

## 第百十二号議案

### 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する 条例

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年群馬県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 認定こども園の認定基準を改定しようとするものである。

## 第百十四号議案

### 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第四十七条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 内閣府令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百十五号議案

### 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第六条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百十六号議案

### 群馬県大麻取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県大麻取締法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例

第一条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者免許」に改める。

第二条第一号中「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者免許」に改め、同条第二号中「第十条第五項」を「第六条第三項」に、「大麻取扱者名簿の登録の変更を申請する者」を「大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更を届け出る者」に改め、同条第三号中「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻取扱者の申請等に係る手数料については、改正後の群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 大麻取締法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百十七号議案

### 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年群馬県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法第二条第二項に規定する政令で定める物

#### 附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴い、所要の改正を行うおうとするものである。

## 第百十八号議案

### 群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年群馬県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 厚生労働省令の無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百十九号議案

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

	超過時間一時間まで	一、五〇〇円
--	-----------	--------

を

研修室	超過時間一時間まで	一、五〇〇円
	一時間まで	六〇〇円
会議室一	午後	一、三〇〇円
	午前	一、七〇〇円
会議室二	午後	四〇〇円
	午前	三〇〇円

に改め、同表に注として次のように加える。

注 午前とは午前九時から正午までを、午後とは午後一時から午後五時までをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 研修室等について利用料金の上限額を定めようとするものである。

## 第百二十号議案

### 公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

公立学校職員退職手当支給条例（昭和二十九年群馬県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 国立大学法人法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百二十一号議案

### 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号の表板倉ニュータウン太陽光発電所の項中「二、二六八キロワット」を「二、二一八キロワット」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年九月一日から施行する。

令和六年五月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 板倉ニュータウン太陽光発電所の最大出力を変更しようとするものである。

## 第122号議案

### 和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

#### 1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

- (1) 栃木県大田原市北金丸2600番地1 学校法人国際医療福祉大学内  
第31回日本遺伝子診療学会大会 大会長 長田 誠
- (2) 群馬県前橋市昭和町三丁目39番22号 国立大学法人群馬大学内  
第36回日本気管食道科学会認定気管食道科専門医大会 大会長 佐伯 浩司

#### 2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、次のとおり損失補償金を支払う。

請求者	金額
第31回日本遺伝子診療学会大会	492,000円
第36回日本気管食道科学会認定気管食道科専門医大会	285,000円
合計	777,000円

- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

#### 3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

**令和6年5月24日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 承第2号

### 専決処分の承認について

- 1 令和5年度群馬県一般会計補正予算（第6号）
  - 2 令和5年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
  - 3 令和5年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）
  - 4 令和5年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第1号）
  - 5 令和5年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）
  - 6 令和5年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）
  - 7 令和5年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第3号）
  - 8 令和5年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）
  - 9 令和5年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第1号）
  - 10 令和5年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 11 令和5年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
  - 12 令和5年度群馬県電気事業会計補正予算（第4号）
  - 13 令和5年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第4号）
  - 14 令和5年度群馬県水道事業会計補正予算（第3号）
  - 15 令和5年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第5号）
  - 16 令和5年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第3号）
  - 17 群馬県県税条例及び群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - 18 下水道法第31条の2の規定による市町村の負担の変更について
- 上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により承認を求める。

令和6年5月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 1 令和5年度群馬県一般会計補正予算（第6号）

令和5年度群馬県の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,714,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ806,998,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（県債の補正）

第3条 県債の補正は、「第3表県債補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		265,500,000	4,500,000	270,000,000
	1 県 民 税	83,575,334	862,095	84,437,429
	2 事 業 税	67,460,976	3,637,905	71,098,881
3 地 方 譲 与 税		39,300,000	183,998	39,483,998
	1 特別法人事業譲与税	36,470,000	95,945	36,565,945
	2 地方揮発油譲与税	2,300,000	76,818	2,376,818
	3 石油ガス譲与税	79,500	△6,916	72,584
	4 自動車重量譲与税	353,000	17,280	370,280
	5 森林環境譲与税	97,500	871	98,371
5 地 方 交 付 税		155,762,147	14,623	155,776,770
	1 地 方 交 付 税	155,762,147	14,623	155,776,770
6 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金		800,000	△124,116	675,884
	1 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	800,000	△124,116	675,884
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,710,219	△42,619	2,667,600
	1 分 担 金	205,569	△25,170	180,399
	2 負 担 金	2,504,650	△17,449	2,487,201
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,595,013	△159,038	11,435,975
	1 使 用 料	7,881,282	54,640	7,935,922
	2 手 数 料	3,713,731	△213,678	3,500,053
9 国 庫 支 出 金		146,556,017	△30,560,262	115,995,755
	1 国 庫 負 担 金	57,203,664	△2,233,450	54,970,214

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	88,622,590	△28,229,010	60,393,580
	3 委託金	729,763	△97,802	631,961
10 財産収入		933,529	25,125	958,654
	1 財産運用収入	405,718	2,700	408,418
	2 財産売却収入	527,811	22,425	550,236
11 寄附金		195,348	250,578	445,926
	1 寄附金	195,348	250,578	445,926
12 繰入金		12,142,513	△5,527,811	6,614,702
	1 特別会計繰入金	1,139,203	3,851	1,143,054
	2 基金繰入金	11,003,310	△5,531,662	5,471,648
14 諸収入		13,389,756	△554,825	12,834,931
	3 貸付金元利収入	4,065,576	△459,845	3,605,731
	4 受託事業収入	545,722	△82,929	462,793
	5 収益事業収入	4,456,208	△49,240	4,406,968
	6 雑収入	4,068,258	37,189	4,105,447
15 県債		62,338,700	△3,720,000	58,618,700
	1 県債	32,338,700	△3,720,000	28,618,700
	2 公債管理特別会計繰入金	30,000,000		30,000,000
歳入合計		842,713,109	△35,714,347	806,998,762

## 2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,507,342	△11,047	1,496,295
	1 議 会 費	1,507,342	△11,047	1,496,295
2 知 事 戦 略 費		8,802,406	△575,353	8,227,053
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,000,096	△39,428	960,668
	2 メ デ ィ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 費	876,725	△21,881	854,844
	3 デ ジ タ ル 化 推 進 費	338,318	△36,083	302,235
	4 業 務 プ ロ セ ス 改 革 費	3,520,616	△35,232	3,485,384
	5 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	796,309	△273,983	522,326
	6 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	2,010,697	△160,816	1,849,881
	7 地 域 外 交 費	259,645	△7,930	251,715
3 総 務 費		60,255,168	1,694,098	61,949,266
	1 総 務 管 理 費	44,364,252	2,306,073	46,670,325
	2 徴 税 費	9,084,365	△289,162	8,795,203
	3 市 町 村 振 興 費	1,105,993	△7,914	1,098,079
	4 選 挙 費	1,253,400	△76,071	1,177,329
	5 統 計 費	316,346	△12,736	303,610
	6 危 機 管 理 費	983,970	△11,138	972,832
	7 消 防 保 安 費	2,838,532	△210,863	2,627,669
	8 人 事 委 員 会 費	144,487	△3,353	141,134
	9 監 査 委 員 費	163,823	△738	163,085
4 地 域 創 生 費		7,434,626	△255,015	7,179,611

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地域創生費	950,022	△20,926	929,096
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	528,825	△80,356	448,469
	3 文化振興費	3,008,778	△107,911	2,900,867
	4 文化財保護費	316,681	△3,383	313,298
	5 スポーツ振興費	2,630,320	△42,439	2,587,881
5 生活こども費		38,967,167	△959,912	38,007,255
	1 生活こども費	556,722	△18,653	538,069
	2 県民活動支援・広聴費	170,525	△8,306	162,219
	3 消費生活費	154,564	△3,280	151,284
	4 私学・子育て支援費	31,340,430	△866,308	30,474,122
	5 児童福祉・青少年費	6,744,926	△63,365	6,681,561
6 健康福祉費		172,885,582	△29,551,057	143,334,525
	1 健康福祉費	8,764,149	△190,465	8,573,684
	2 監査指導費	126,360	△3,204	123,156
	3 医務費	12,079,860	△722,458	11,357,402
	4 介護高齢費	31,546,996	△150,255	31,396,741
	5 感染症・がん 疾病対策費	43,274,265	△27,593,179	15,681,086
	6 健康長寿社会 づくり推進費	1,925,728	△20,063	1,905,665
	7 障害政策費	20,607,707	△380,799	20,226,908
	8 薬務費	522,822	△106,666	416,156
	9 国保援護費	51,310,645	△318,973	50,991,672
	10 食品・生活衛生費	2,727,050	△64,995	2,662,055
7 環境森林費		14,338,699	△495,980	13,842,719

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境政策費	1,349,773	△124,494	1,225,279
	2 環境保全費	312,327	△11,542	300,785
	3 廃棄物・リサイクル費	330,826	△42,044	288,782
	4 自然環境費	753,834	△11,350	742,484
	5 林政費	5,113,261	△130,929	4,982,332
	6 林業振興費	1,064,829	△105,182	959,647
	7 森林保全費	5,413,849	△70,439	5,343,410
8 労働費		1,944,242	△225,344	1,718,898
	1 労働政策費	1,840,502	△224,368	1,616,134
	2 労働委員会費	103,740	△976	102,764
9 農政費		23,525,702	△1,449,296	22,076,406
	1 農政費	4,664,040	△82,638	4,581,402
	2 農業構造政策費	1,771,364	△202,902	1,568,462
	3 技術支援費	1,062,176	△39,437	1,022,739
	4 蚕糸園芸費	4,176,922	△130,200	4,046,722
	5 ぐんまブランド推進費	625,600	△324,436	301,164
	6 畜産業費	3,846,480	△630,907	3,215,573
	7 農村整備費	7,379,120	△38,776	7,340,344
10 産業経済費		10,728,280	△543,189	10,185,091
	1 産業政策費	2,380,733	△31,676	2,349,057
	2 未来投資・デジタル産業費	3,541,157	△111,931	3,429,226
	3 地域企業支援費	3,824,511	△602,476	3,222,035
	4 観光魅力創出費	625,622	△80,114	545,508

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 e スポーツ・クリ エイティブ推進費	356,257	283,008	639,265
11 県土整備費		91,879,811	△122,338	91,757,473
	1 土木管理費	4,015,117	△27,968	3,987,149
	2 道路管理費	19,346,180	△21,580	19,324,600
	3 道路整備費	38,149,885	△805	38,149,080
	4 河川費	11,608,644	△21,450	11,587,194
	6 都市計画費	654,590	△2,485	652,105
	7 都市整備費	3,904,086	△7,583	3,896,503
	8 下水環境費	2,089,679	△29,819	2,059,860
	9 建築費	81,577	△6,604	74,973
	10 住宅政策費	3,187,679	△4,044	3,183,635
12 警察費		43,976,091	△791,031	43,185,060
	1 警察管理費	39,373,823	△730,817	38,643,006
	2 警察活動費	4,602,268	△60,214	4,542,054
13 教育費		155,565,386	△1,355,049	154,210,337
	1 教育総務費	21,877,585	△348,562	21,529,023
	2 小学校費	52,572,545	△196,666	52,375,879
	3 中学校費	31,914,129	△192,027	31,722,102
	4 高等学校費	29,254,475	△222,583	29,031,892
	5 特別支援学校費	14,638,414	△157,536	14,480,878
	6 学校建設事業費	2,220,791	△18,246	2,202,545
	7 社会教育費	760,372	△15,317	745,055

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 健康体育費	530,625	△140,303	390,322
	9 大学費	1,796,450	△63,809	1,732,641
14 災害復旧費		1,551,585	△421,889	1,129,696
	1 農林水産施設 災害復旧費	87,855	△912	86,943
	2 公共土木施設 災害復旧費	1,463,730	△420,977	1,042,753
15 公債費		97,043,820	△508,698	96,535,122
	1 公債費	97,043,820	△508,698	96,535,122
16 諸支出金		111,607,202	△143,247	111,463,955
	1 地方消費税清算金	50,313,531	△1,023	50,312,508
	2 利子割交付金	92,408	△8,663	83,745
	3 配当割交付金	1,586,743	△20,555	1,566,188
	4 株式等譲渡所 得割交付金	2,003,359	△23,156	1,980,203
	5 法人事業税交付金	5,449,761	△60,303	5,389,458
	6 地方消費税交付金	50,100,872	△13,610	50,087,262
	7 ゴルフ場利用税交付金	777,556	△13,926	763,630
	9 利子割精算金	10	△10	
	10 自動車取得税交付金	66,775	△2,001	64,774
歳出合計		842,713,109	△35,714,347	806,998,762

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 知事戦略費	4 業務プロセス改革費	デジタル基盤整備	34,700
3 総務費	1 総務管理費	施設維持管理	1,925
		県庁舎等運営管理	158,046
		財産活用	393,220
4 地域創生費	1 地域創生費	文化スポーツ施設等特別維持整備	605
		地域公共事業調整費	45,682
	3 文化振興費	文化施設整備推進	3,509
		世界遺産継承推進	48,737
	4 文化財保護費	文化財保存活用	1,232
		文化財保存管理指導	7,790
5 スポーツ振興費	国民スポーツ大会冬季大会	35,200	
6 健康福祉費	3 医務費	医務行政推進	485,450
		災害医療対策	19,000
	4 介護高齢費	地域医療介護総合確保対策	221,520
		介護保険基盤運営	1,334,149
	6 健康長寿社会づくり推進費	認知症施策	4,692
	7 障害政策費	施設サービス	361,423
	8 薬務費	薬務行政	32,572
		ワクチン接種推進	13,418
10 食品・生活衛生費	ペットとの共生推進	10,994	
	水道事業促進	17,737	
9 農政費	1 農政費	農業事務所運営	4,210
		旧競馬施設維持管理	10,270
	4 蚕糸園芸費	野菜振興	57,625
10 産業経済費	1 産業政策費	総務調整費	1,342
	4 観光魅力創出費	リトリート推進	1,540
12 警察費	1 警察管理費	警察装備	70,235
	2 警察活動費	交通安全施設整備	72,457

款	項	事業名	金額(千円)
13 教育費	1 教育総務費	県立夜間中学設置準備	13,601
	6 学校建設事業費	高等学校施設整備	599,393
		特別支援学校施設整備	224,908

## 2 変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
7 環境森林費	1 環境政策費	公園施設等特別維持整備	4,500	7,658
	5 林政費	単独林道	21,300	26,709
	6 林業振興費	きのこ等振興対策	203,040	149,760
10 産業経済費	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	クリエイティブ推進	8,000	326,105
11 県土整備費	10 住宅政策費	社会資本総合整備	208,393	316,748

### 第3表 県債補正

#### 1 追加

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
補助公共治山費	548,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
農山漁村地域整備費(治山)	149,000	同	同	同
クリエイティブ推進費	147,000	同	同	同

#### 2 変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
公共交通整備費	16,000	11,000
施設維持管理費	3,000	
県庁舎等運営管理費	254,000	205,000
財産活用費	984,000	462,000
防災情報通信管理運用費	483,000	481,000
消防学校運営費	5,000	3,000
防災へり事故慰霊等費	38,000	
文化施設整備推進費	49,000	7,000
世界遺産継承推進費	64,000	37,000
スポーツ施設管理・整備費	121,000	120,000
子ども・子育て支援費	26,000	
保育施設支援費	13,000	
ぐんま学園運営費	3,000	
試験検査費	13,000	
老人福祉施設対策費	82,000	81,000
自然公園等整備費	91,000	78,000
適正利用推進費	9,000	5,000
補助公共林道費	109,000	40,000
農山漁村地域整備費(林道)	201,000	112,000
単独公共治山費	137,000	312,000
農業事務所運営費	3,000	2,000
フラワーパーク改修費	1,227,000	1,092,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
小 規 模 農 村 整 備 費	173,000	23,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 ( 農 村 整 備 )	363,000	193,000
農 地 耕 作 条 件 改 善 費	73,000	67,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 費	96,000	73,000
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 費	17,000	
織 維 工 業 試 験 場 整 備 費	6,000	4,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	40,000	639,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	519,000	23,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 道 路 管 理 )	1,551,000	1,920,000
無 電 柱 化 推 進 費 ( 道 路 管 理 )	516,000	747,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	919,000	
単 独 道 路 改 築 費	1,070,000	46,000
単 独 橋 り ょ う 予 防 保 全 費	142,000	
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 道 路 整 備 )	4,949,000	5,036,000
道 路 改 築 費	1,919,000	3,790,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 ( 道 路 整 備 )	2,264,000	1,517,000
国 直 轄 河 川 事 業 負 担 金	381,000	
単 独 河 川 改 修 費	156,000	366,000
河 川 維 持 補 修 費	930,000	633,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 河 川 )	927,000	1,188,000
大 規 模 特 定 河 川 費	1,342,000	1,455,000
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	286,000	
単 独 砂 防 施 設 費	15,000	132,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	89,000	221,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 砂 防 )	1,314,000	1,303,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 ( 砂 防 )	15,000	84,000
事 業 間 連 携 砂 防 費	630,000	417,000
砂 防 メ ン テ ナ ン ス 費	260,000	259,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 区 画 )	16,000	15,000
航 空 整 備 費	11,000	
単 独 街 路 費	46,000	
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 街 路 )	528,000	338,000
公 園 施 設 維 持 修 繕 費	41,000	

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千 円)	限 度 額 (千 円)
市 街 地 再 開 発 費	36,000	
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 住 宅 )	639,000	276,000
警 察 施 設 整 備 費	524,000	78,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費	264,000	25,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	1,259,000	601,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	417,000	335,000
土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 費	805,000	367,000
土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 費	239,000	85,000
臨 時 財 政 対 策 債	156,700	6,700

## 専 決 理 由

議会運営ほか705事業については、事業費の確定・国庫補助金及び県債の決定等により年度内に予算措置を必要とし、また、デジタル基盤整備ほか35事業については、工事遅延等により、予算の一部を翌年度に繰り越して使用する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 2 令和5年度群馬県農業改良資金特別会計 補正予算（第1号）

令和5年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,636千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		215	△159	56
	1 一般会計繰入金	215	△159	56
2 繰越金		10	503	513
	1 繰越金	10	503	513
3 諸収入		17,505	△438	17,067
	1 預金利子	20	△18	2
	2 貸付金元利収入	17,445	△484	16,961
	3 雑収入	40	64	104
歳入合計		17,730	△94	17,636

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農政費		6,180	△94	6,086
	1 農業金融費	6,180	△94	6,086
歳出合計		17,730	△94	17,636

## 専 決 理 由

群馬県農業改良資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

### 3 令和5年度群馬県県有模範林施設費特別会計 補正予算（第2号）

令和5年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,514千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		198	△198	
	1 国庫負担金	198	△198	
3 財産収入		16,589	△628	15,961
	1 財産運用収入	1,289	△28	1,261
	2 財産売却収入	15,300	△600	14,700
6 繰越金		11,084	△9,678	1,406
	1 繰越金	11,084	△9,678	1,406
7 諸収入		69	△10	59
	1 雑収入	69	△10	59
歳入合計		81,833	△10,514	71,319

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 環境森林費		50,600	△10,514	40,086
	1 林政費	50,600	△10,514	40,086
歳出合計		81,833	△10,514	71,319

## 専 決 理 由

群馬県県有模範林施設費特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

#### 4 令和5年度群馬県中小企業高度化資金特別会計 補正予算（第1号）

令和5年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,633千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		6,346	△1,507	4,839
	1 繰越金	6,346	△1,507	4,839
2 諸収入		47,468	△4,126	43,342
	2 貸付金元利収入	47,457	△4,126	43,331
歳入合計		53,814	△5,633	48,181

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 産業経済費		15,446	△2,930	12,516
	1 小規模企業等設備導入資金助成費	1,387	△83	1,304
	2 中小企業高度化資金助成費	14,059	△2,847	11,212
2 公債費		37,368	△2,703	34,665
	1 公債費	37,368	△2,703	34,665
歳出合計		53,814	△5,633	48,181

## 専 決 理 由

群馬県中小企業高度化資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 5 令和5年度群馬県収入証紙特別会計 補正予算（第1号）

令和5年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,756,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		5,466,000	△32,905	5,433,095
	1 証紙収入	5,466,000	△32,905	5,433,095
2 繰越金		271,023	52,248	323,271
	1 繰越金	271,023	52,248	323,271
3 諸収入		3	1	4
	1 預金利息	3	1	4
歳入合計		5,737,026	19,344	5,756,370

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,737,026	19,344	5,756,370
	1 証紙管理費	5,737,026	19,344	5,756,370
歳出合計		5,737,026	19,344	5,756,370

## 専 決 理 由

群馬県収入証紙特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 6 令和5年度群馬県林業改善資金特別会計 補正予算（第2号）

令和5年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ377,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		1	△1	
	1 手数料	1	△1	
3 繰越金		228,293	△134,285	94,008
	1 繰越金	228,293	△134,285	94,008
4 諸収入		289,017	△6,414	282,603
	2 貸付金元利収入	198,917	△6,414	192,503
歳入合計		517,881	△140,700	377,181

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 環境森林費		517,781	△140,700	377,081
	1 林業振興費	517,781	△140,700	377,081
歳出合計		517,881	△140,700	377,181

## 専 決 理 由

群馬県林業改善資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 7 令和5年度群馬県公債管理特別会計 補正予算（第3号）

令和5年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,960,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第2条 県債の補正は、「第2表県債補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		810,000	73,240	883,240
	1 財産運用収入	810,000	73,240	883,240
2 繰入金		33,745,383	△448	33,744,935
	1 一般会計繰入金	24,268,716	△73,688	24,195,028
	2 減債基金繰入金	9,476,667	73,240	9,549,907
3 諸収入		1	74	75
	1 預金利子	1	74	75
4 県債		58,332,000		58,332,000
	1 県債	58,332,000		58,332,000
歳入合計		92,887,384	72,866	92,960,250

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		62,887,384	72,866	62,960,250
	1 公債費	62,887,384	72,866	62,960,250
歳出合計		62,887,384	72,866	62,960,250

## 第2表 県債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
農山漁村地域整備費(林道)	88,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内	債権者と協定するものとする。
補助公共林道費	69,000	同	同	同
農山漁村地域整備費(農村整備)	170,000	同	同	同
道路メンテナンス費(道路整備)	747,000	同	同	同
事業間連携砂防費	212,000	同	同	同
社会資本総合整備費(街路)	190,000	同	同	同
社会資本総合整備費(住宅)	316,000	同	同	同
高等学校施設整備費	653,000	同	同	同
土木施設単独災害復旧費	438,000	同	同	同

### 2 変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
財産活用費	50,000	497,000
文化施設整備推進費	40,000	63,000
適正利用推進費	5,000	8,000
補助公共治山費	1,021,000	467,000
農山漁村地域整備費(治山)	472,000	323,000
単独公共治山費	1,400,000	1,225,000
単独道路維持修繕費	1,469,000	498,000
社会資本総合整備費(道路管理)	1,704,000	1,350,000
無電柱化推進費(道路管理)	500,000	269,000
国直轄道路事業負担金	2,079,000	2,998,000
社会資本総合整備費(道路整備)	2,500,000	2,412,000
道路改築費	2,900,000	1,029,000
国直轄河川事業負担金	400,000	773,000
単独河川改修費	500,000	290,000
河川維持補修費	800,000	881,000
社会資本総合整備費(河川)	497,000	235,000
大規模特定河川費	300,000	186,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千 円)	限 度 額 (千 円)
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	1,200,000	1,486,000
単 独 砂 防 施 設 費	200,000	151,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	700,000	437,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 ( 砂 防 )	559,000	570,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 ( 砂 防 )	200,000	123,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費	500,000	692,000
臨 時 財 政 対 策 債	10,000,000	10,150,000

## 専 決 理 由

群馬県公債管理特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 8 令和5年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第2号）

令和5年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,161,388千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,214,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		2,073,199	△452,328	1,620,871
	1 一般会計繰入金	2,073,199	△452,328	1,620,871
2 諸収入		138,302,727	△12,709,060	125,593,667
	1 貸付金元利収入	135,835,490	△12,318,522	123,516,968
	2 雑収入	2,467,237	△390,538	2,076,699
歳入合計		140,375,926	△13,161,388	127,214,538

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 産業経済費		140,375,926	△13,161,388	127,214,538
	1 金融対策費	140,317,237	△13,166,596	127,150,641
	2 繰出金	58,689	5,208	63,897
歳出合計		140,375,926	△13,161,388	127,214,538

## 専 決 理 由

群馬県中小企業振興資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 9 令和5年度群馬県新エネルギー特別会計 補正予算（第1号）

令和5年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,847千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		8,562	△7,847	715
	1 財産売却収入	8,562	△7,847	715
歳入合計		8,563	△7,847	716

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 知事戦略費		8,563	△7,847	716
	1 グリーンイノベーション費	8,563	△7,847	716
歳出合計		8,563	△7,847	716

## 専 決 理 由

群馬県新エネルギー特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 10 令和5年度群馬県国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和5年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,270,404千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,549,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		113,258,545	△100,545	113,158,000
	1 負担金	113,258,545	△100,545	113,158,000
2 国庫支出金		47,300,064	△1,499,933	45,800,131
	1 国庫負担金	33,209,039	△1,664,542	31,544,497
	2 国庫補助金	14,091,025	164,609	14,255,634
4 繰入金		12,763,467	△7,034	12,756,433
	1 一般会計繰入金	11,320,925	△7,034	11,313,891
6 諸収入		50,367	337,108	387,475
	2 雑収入	50,347	337,108	387,455
歳入合計		178,819,831	△1,270,404	177,549,427

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		178,809,831	△1,270,404	177,539,427
	1 国民健康保険運営費	178,788,403	△1,270,404	177,517,999
歳出合計		178,819,831	△1,270,404	177,549,427

## 専 決 理 由

群馬県国民健康保険特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 11 令和5年度群馬県流域下水道事業会計 補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	3,239,672 千円	△44,807 千円	3,194,865 千円

ロ 単独流域下水道建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	91,929 千円	△3,306 千円	88,623 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	9,904,695千円	△57,317千円	9,847,378千円
第2項 営業外収益	5,890,298千円	△57,317千円	5,832,981千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,646,738千円	△839,912千円	9,806,826千円
第1項 営業費用	10,363,723千円	△839,912千円	9,523,811千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金40,509千円」を「過年度分損益勘定留保資金41,553千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,016千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,972千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業 資本的収入	3,666,601千円	△48,113千円	3,618,488千円
第1項 企業債	1,218,000千円	△14,000千円	1,204,000千円
第2項 国庫補助金	1,651,487千円	△22,607千円	1,628,880千円
第4項 工事費負担金	775,261千円	△11,506千円	763,755千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業 資本的支出	4,724,335千円	△48,113千円	4,676,222千円
第1項 建設改良費	3,331,601千円	△48,113千円	3,283,488千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
流域下水道事業	1,218,000	1,204,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	416,495千円	△3,422千円	413,073千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

## 専 決 理 由

群馬県流域下水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 12 令和5年度群馬県電気事業会計 補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県電気事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 電 力 料 金	9,667,969 千円	174,556 千円	9,842,525 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 霧積発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	168,681 千円	△117,192 千円	51,489 千円

ロ ほたかのめぐみ かわば発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	61,485 千円	△12,987 千円	48,498 千円

ハ 四万発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	1,095,331 千円	△14,909 千円	1,080,422 千円

ニ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	1,463,511 千円	△349,611 千円	1,113,900 千円

ヘ 既設発電所の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	1,262,878 千円	△232,942 千円	1,029,936 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 電気事業収益	9,783,689千円	171,342千円	9,955,031千円
第1項 営業収益	9,686,197千円	171,374千円	9,857,571千円
第3項 営業外収益	92,533千円	△32千円	92,501千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	7,631,644千円	11,776千円	7,643,420千円
第1項 営業費用	7,166,875千円	△256,113千円	6,910,762千円
第3項 営業外費用	333,038千円	335,398千円	668,436千円
第4項 特別損失	25,965千円	△2,000千円	23,965千円
第5項 予備費	100,000千円	△65,509千円	34,491千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,953,703千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,748,402千円」に、「建設改良積立金1,283,970千円」を「建設改良積立金934,359千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3,684,549千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,828,859千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	7,281,590千円	△1,205,301千円	6,076,289千円
第1項 建設改良費	4,428,427千円	△763,429千円	3,664,998千円
第3項 出資金及び貸付金	1,452,093千円	△362,000千円	1,090,093千円
第6項 予備費	100,000千円	△79,872千円	20,128千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

**令和6年3月29日**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 専 決 理 由

群馬県電気事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

### 13 令和5年度群馬県工業用水道事業会計 補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	474,000 千円	△75,837 千円	398,163 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	2,108,852千円	62,573千円	2,171,425千円
第1項 営業収益	1,759,519千円	9,564千円	1,769,083千円
第2項 営業外収益	349,333千円	△2,569千円	346,764千円
第3項 特別利益		55,578千円	55,578千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,005,697千円	△30,809千円	1,974,888千円
第1項 営業費用	1,809,823千円	△75,040千円	1,734,783千円
第2項 営業外費用	175,874千円	58,093千円	233,967千円
第3項 予備費	20,000千円	△13,862千円	6,138千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額714,748千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額917,322千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,809千円」を「当年度分損益勘定留保資金204,383千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	505,830千円	△337,920千円	167,910千円
第1項 他会計からの長期借入金	497,000千円	△338,000千円	159,000千円
第2項 雑収入	5,288千円	△206千円	5,082千円
第3項 工事負担金	3,542千円	286千円	3,828千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	1,220,578千円	△135,346千円	1,085,232千円
第1項 建設改良費	495,487千円	△85,237千円	410,250千円
第4項 国庫補助金返還金	1,590千円	△109千円	1,481千円
第5項 予備費	50,000千円	△50,000千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	241,487千円	1,400千円	242,887千円

上記のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

## 専 決 理 由

群馬県工業用水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 14 令和5年度群馬県水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 主要な建設改良事業

イ 県央第一水道建設事業（1系浄水処理施設）

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	1,366,684 千円	△75,791 千円	1,290,893 千円

ロ 既設水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	349,814 千円	△57,610 千円	292,204 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	4,744,569千円	27,349千円	4,771,918千円
第1項 営業収益	4,413,837千円	27,176千円	4,441,013千円
第2項 営業外収益	314,430千円	436千円	314,866千円
第3項 特別利益	16,302千円	△263千円	16,039千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,333,283千円	△478,633千円	3,854,650千円
第1項 営業費用	3,941,158千円	△447,241千円	3,493,917千円
第2項 営業外費用	285,325千円	68,927千円	354,252千円
第3項 特別損失	6,800千円	△319千円	6,481千円

第4項 予 備 費 100,000千円 △100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,687,824千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,480,055千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,055,883千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,848,114千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業 資本的収入	193,971千円	△769千円	193,202千円
第1項 雑収入	19,701千円	△769千円	18,932千円
	支	出	
第1款 水道事業 資本的支出	2,881,795千円	△208,538千円	2,673,257千円
第1項 建設改良費	1,848,460千円	△140,005千円	1,708,455千円
第3項 国庫補助金返還金	9,900千円	△544千円	9,356千円
第4項 予備費	100,000千円	△67,989千円	32,011千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

## 専 決 理 由

群馬県水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 15 令和5年度群馬県団地造成事業会計 補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 分譲

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益
イ 産業団地分譲	372,614㎡	6,436,819 千円	△10,641㎡	△1,055,090 千円	361,973㎡	5,381,729 千円
長野原向原地	6,894㎡		△6,014㎡		880㎡	
高崎玉村スマートIC北地区工業団地	14,953㎡		△14,953㎡			
千代田第三工業団地	139,000㎡		10,326㎡		149,326㎡	
ロ 住宅団地等分譲	43,945㎡	996,039 千円	△5,389㎡	△134,447 千円	38,556㎡	861,592 千円
三原田住宅団地	288㎡		△288㎡			
城の岡住宅団地	577㎡		△577㎡			
ふれあいタウンちよだ (住宅用地)	2,134㎡		△26㎡		2,108㎡	
(商業用地)	1,323㎡		△1,323㎡			
板倉ニュータウン (住宅用地)	3,035㎡		△1,854㎡		1,181㎡	
(商業用地)	361㎡		△361㎡			
(業務用地)	36,227㎡	△960㎡	35,267㎡			

## (2) 主要な建設改良事業

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	5,061,893 千円	113.3ha	△728,526 千円		4,333,367 千円	113.3ha
高崎玉村スマートIC北地区工業団地	198,000 千円	19.6ha	△63,031 千円		134,969 千円	19.6ha
千代田第三工業団地	456,857 千円	18.2ha	△26,229 千円		430,628 千円	18.2ha
館林北部第四工業団地	1,584,000 千円	19.3ha	△510,431 千円		1,073,569 千円	19.3ha
伊勢崎南部国領工業団地	1,269,000 千円	18.8ha	△128,835 千円		1,140,165 千円	18.8ha

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 団地造成事業収益	7,699,200千円	△1,189,519千円	6,509,681千円
第1項 営業収益	7,487,543千円	△1,189,685千円	6,297,858千円
第2項 営業外収益	1,411千円	166千円	1,577千円
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	6,847,471千円	△810,569千円	6,036,902千円
第1項 営業費用	6,421,994千円	△900,496千円	5,521,498千円
第2項 営業外費用	1,470千円	124,927千円	126,397千円
第3項 予備費	35,000千円	△35,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,028,411千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,068,998千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,013,411千円」を「過年度分損益勘定留保資金6,053,998千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 団地造成事業 資 本 的 収 入	3,771千円	△271千円	3,500千円
第1項 雑 収 入	3,771千円	△271千円	3,500千円
	支	出	
第1款 団地造成事業 資 本 的 支 出	7,032,182千円	△959,684千円	6,072,498千円
第1項 土 地 造 成 費	6,482,969千円	△739,585千円	5,743,384千円
第2項 開 発 調 査 費	251,000千円	△115,488千円	135,512千円
第3項 業 務 設 備 整 備 費	183,212千円	△4,611千円	178,601千円
第5項 予 備 費	100,000千円	△100,000千円	

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山 本 一 太

## 専 決 理 由

群馬県団地造成事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 16 令和5年度群馬県施設管理事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 格納庫事業費用	16,460千円	△2,695千円	13,765千円
第1項 営業費用	16,460千円	△2,695千円	13,765千円
第2款 賃貸ビル事業費用	242,411千円	△11,348千円	231,063千円
第1項 営業費用	241,346千円	△10,722千円	230,624千円
第3項 予備費	1,000千円	△626千円	374千円
第3款 ゴルフ場事業費用	532,121千円	△8,952千円	523,169千円
第1項 営業費用	443,163千円	△2,615千円	440,548千円
第2項 営業外費用	78,958千円	2,363千円	81,321千円
第3項 予備費	10,000千円	△8,700千円	1,300千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額225,046千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額233,923千円」に、「当年度分損益勘定留保資金213,519千円」を「当年度分損益勘定留保資金222,396千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第2款 ゴルフ場事業 資本的収入	25,000千円	△25,000千円	
第1項 他会計からの 長期借入金	25,000千円	△25,000千円	
	支	出	
第1款 格納庫事業 資本的支出	3,000千円	△3,000千円	
第1項 予備費	3,000千円	△3,000千円	
第2款 賃貸ビル事業 資本的支出	11,900千円	△5,000千円	6,900千円
第3項 予備費	5,000千円	△5,000千円	
第3款 ゴルフ場事業 資本的支出	235,146千円	△8,123千円	227,023千円
第1項 建設改良費	60,604千円	△2,861千円	57,743千円
第3項 予備費	10,000千円	△5,262千円	4,738千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

## 専 決 理 由

群馬県施設管理事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 十七 群馬県県税条例及び群馬県地方活力向上地域における県 税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(群馬県県税条例の一部改正)

第一条 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第一項中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項」を「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項」に改める。

第三十九条の三第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。

第五十七条の二中「事業所統計」を「経済構造統計(施行規則第七条の二第一項で定めるものに限る。)」に改める。

附則第七条の七の次に次の二条を加える。

(令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第七条の八 知事は、令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者(法第二十三条第一項第八号に規定する控除対象配偶者をいう。次条において同じ。))又は法第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族(法第三十四条第八

項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前二項の規定の適用がある場合における第三十七条の三第三項及び附則第七条の五の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第七条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第七条の九 知事は、令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第

七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五第一項及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第九条第三項に次の一号を加える。

三 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十条第三項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七

条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十一条第三項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条第四項に次の一号を加える。

五 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条の二第三項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条の四第二項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十五条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第三項第一号」を「第四十二条の十二の五第五項第一号」に、「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に、「又は」を「若しくは」に、「には、同条第三項第三号」を「又は当該事業年度終了の時において当該法人の同項に規定する常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、同条第五項第三号」に、「第四十二条の十二の五第三項第六号」を「第四十二条の十二の五第五項第六号」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一項並びに第二十条の二第一項及び第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

(群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県県税条例附則第十五条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

右のとおり、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により専決処分する。

令和六年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

## 専 決 理 由

本件については、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の一部が令和6年4月1日に施行されること等に伴い、群馬県県税条例等の一部を改正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 18 下水道法第31条の2の規定による 市町村の負担の変更について

令和5年第1回定例県議会で議決された令和5年度下水道事業に係る下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定による市町村の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (奥利根処理区)	円 402,904,000	円 382,009,000	沼田市	円 45,720,000	円 46,433,549
			みなかみ町	44,608,000	44,487,727
社会資本 総合整備 (県央処理区)	1,723,083,000	1,583,175,000	前橋市	123,612,000	103,022,593
			高崎市	141,545,000	136,825,942
			渋川市	23,977,000	25,758,703
			藤岡市	15,913,000	13,623,922
			富岡市	10,152,000	10,408,057
			安中市	9,721,000	10,531,862
			榛東村	5,147,000	4,050,057
			吉岡町	11,497,000	12,684,976
			甘楽町	5,957,000	8,129,350
			玉村町	24,497,000	18,917,470
社会資本 総合整備 (桐生処理区)	345,904,000	174,274,000	桐生市	50,299,000	25,444,015
			みどり市	24,796,000	7,790,069
社会資本 総合整備 (西邑楽処理区)	268,336,000	77,411,000	太田市	22,526,000	6,679,804
			千代田町	2,420,000	717,350
			大泉町	25,706,000	7,622,466
			邑楽町	5,218,000	1,547,355

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (新田処理区)	円 31,127,000	円 5,261,000	太田市	円 7,500,000	円 1,262,750
社会資本 総合整備 (佐波処理区)	1,069,732,000	972,735,000	伊勢崎市	257,254,000	233,158,991
			太田市	496,000	352,009
単独流域 下水道建設 (奥利根処理区)	11,770,000	8,525,000	沼田市	3,068,000	2,222,041
			みなかみ町	2,817,000	2,040,459
単独流域 下水道建設 (県央処理区)	72,690,000	70,275,000	前橋市	11,289,000	10,318,504
			高崎市	14,141,000	14,549,881
			渋川市	2,330,000	2,476,493
			藤岡市	2,428,000	1,513,782
			富岡市	916,000	970,949
			安中市	882,000	1,023,161
			榛東村	536,000	389,018
			吉岡町	1,076,000	1,315,653
			甘楽町	537,000	779,373
			玉村町	2,210,000	1,800,686
単独流域 下水道建設 (桐生処理区)	1,750,000	1,738,000	桐生市	586,000	665,306
			みどり市	289,000	203,694
単独流域 下水道建設 (西邑楽処理区)	4,720,000	4,609,000	太田市	952,000	929,174
			千代田町	102,000	99,785
			大泉町	1,086,000	1,060,301
			邑楽町	220,000	215,240
単独流域 下水道建設 (新田処理区)	1,750,000	1,738,000	太田市	875,000	869,000

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
単独流域 下水道建設 (佐波処理区)	円 23,750,000	円 1,738,000	伊勢崎市	円 11,861,000	円 855,530
			太田市	14,000	13,470

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本一太

## 専 決 理 由

事業費の変更に伴い、市町村の負担金の額を早急に変更する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 報第2号

### 報 告 書

- 1 請負契約の変更について
- 2 訴えの提起について
- 3 和解について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年5月24日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 1 請負契約の変更について

令和4年第3回後期定例県議会で議決された道路改築龍ヶ鼻橋上部工製作架設工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,185,140,000円	1,208,438,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

## 専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

## 2 訴えの提起について

### 1 事件名

県営住宅の建物明渡等請求事件

### 2 相手方

提起日	住宅名	住所	氏名
令和6年4月17日	広瀬第一県営住宅 1070号	福島県南相馬市原町区栄町 一丁目118番地	佐藤 健
令和6年4月17日	下新田県営住宅 127号	前橋市下新田町768番地 F-127号	中堀 悠
令和6年4月17日	下新田県営住宅 127号	住所不詳	安田 翔太郎
令和6年4月17日	萩の宮県営住宅 149号	佐波郡玉村町大字上新田684 番地11 ミタカヒルズ102	大澤 希人

### 3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

### 4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山本 一 太

## 専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

### 3 和解について

#### 1 事件名

県営住宅の家賃支払請求等和解申立事件

#### 2 相手方

申立日	住宅名	住所	氏名
令和6年4月2日	中河原県営住宅 166号	高崎市新町1386番地1 県住M棟166号	町田 隆一
令和6年4月5日	丘山県営住宅 164号	邑楽郡大泉町丘山15番 E-164号 丘山県営住宅団地	小林 清子

#### 3 和解の内容

- (1)上記の者は、県に対し、滞納家賃を分割して毎月末日までに支払う。
- (2)上記の者は、県に対し、本件建物に係る家賃を毎月末日までに支払う。

#### 4 事件の内容

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者であるが、長期の分納を申し出たため、訴え提起前の和解申立てを行ったものである。

#### 5 事件に関する取扱い方針

相手方が裁判所に出頭しない等和解に応じない場合は、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起を行う。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴え提起前の和解申立ての専決処分を行った。

群馬県知事 山本 一 太

## 専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。